

●香川県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年3月28日から同年4月18日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 川津丸亀線（193号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡宇多津町東分字本村1877番1地先から 丸亀市土器町2丁目75番2地先まで	前	3.3~44.0	2,629	市町道から県道への移管及び旧道の市町道移管
綾歌郡宇多津町東分字本村1877番1地先から 丸亀市塩屋町3丁目1703番1地先まで	後	9.5~62.0	9,386	

- 4 供用開始の期日 平成26年4月1日